

(証券コード：8698)

平成20年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号  
マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
代表取締役  
社 長 松 本 大

## 第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年6月20日(金)17時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付ください。

### 〔インターネットによる議決権の行使〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotex.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、57ページ～58ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月21日(土) 午前10時  
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号  
日本青年館大ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第4期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第4期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査役1名選任の件

議案の内容は、後記の株主総会参考書類（47ページ～56ページ）に記載のとおりであります。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.monexbeans.net/>）において、周知させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内株式市場は、平成19年4月に17,000円台で始まった日経平均株価が堅調に推移し、6月には18,000円台となりましたが、原油高や米国経済の減速懸念による先行き警戒感から、8月以降は下落傾向が続き、平成20年3月末には12,000円台となりました。

また当連結会計年度の東京、大阪、名古屋およびジャスダックの4証券取引所の一営業日あたり平均個人売買代金は、平成19年4月から8月にかけて約1兆円から1兆2千億円の間で推移しておりましたが、9月以降は減少傾向にあり、平成20年3月は約7千4百億円となりました。

このような環境の下、主力である株式委託業務に加え、投資信託や債券の販売などに注力し、収益源の多様化を進めました。当連結会計年度末におけるマネックス証券の口座数は834,931口座（前期末比84,567口座増）となりましたが、国内株式市場が下落した影響を受け、預かり資産は1兆7,520億円（同3,755億円減）となりました。

#### (受入手数料)

当連結会計年度の受入手数料は合計で21,544百万円（前期比15.1%減）となりました。

##### ① 委託手数料

株式の売買代金が減少した影響を受け、委託手数料は16,104百万円（同21.9%減）となりました。

##### ② 引受・売出手数料

34社の新規公開株式の引受を行いました。引受・売出手数料は111百万円（同74.5%減）となりました。

③ 募集・売出しの取扱手数料

BRICs諸国等の株式を投資対象とした投資信託の販売が好調に推移しました。この結果、募集・売出しの取扱手数料は1,074百万円（同17.7%増）となりました。

④ その他の受入手数料

投資信託の預かり残高が順調に増加し、投資信託の代行手数料は1,523百万円（同71.4%増）となりました。また、外国為替保証金取引の手数料は2,141百万円（同16.7%増）となりました。この結果、その他の受入手数料は4,254百万円（同24.6%増）となりました。

内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
委 託 手 数 料	15,834	0	173	96	16,104
引受・売出手数料	111	—	—	—	111
募集・売出しの取扱手数料	8	20	1,045	—	1,074
その他の受入手数料	309	0	1,551	2,392	4,254
計	16,264	20	2,770	2,488	21,544

（トレーディング損益）

当連結会計年度のトレーディング損益は143百万円（同18.2%増）となりました。主な収益は外貨建債券の販売によるものです。

（金融収益）

当連結会計年度末の信用取引残高は、売建と買建の合計で1,190億円（前期末比643億円減）でありました。その結果、信用取引収益は5,393百万円（前期比10.6%減）にとどまったものの、株券貸借取引関連の金融収益が増加したことから、金融収益合計は8,576百万円（同15.3%増）となりました。

一方で株券貸借取引に伴う金融費用も増加したため、金融収益から金融費

用を差し引いた金融収支は5,067百万円（同4.3%減）となりました。

以上の結果、営業収益は30,497百万円（同8.3%減）、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は26,988百万円（同13.2%減）となりました。

#### （販売費及び一般管理費）

株式の売買代金の減少に伴い、支払手数料・取引所協会費は1,619百万円（同6.0%減）となりました。また、広告宣伝費は新聞広告の削減等により954百万円（同54.1%減）となりました。一方、新商品の導入等に伴い事務委託費は3,898百万円（同5.4%増）となりました。これらの結果、販売費及び一般管理費の合計は13,971百万円（同3.9%減）となりました。

以上の結果、営業利益は13,016百万円（同21.4%減）、経常利益は12,811百万円（同23.2%減）となりました。

#### （その他）

特別損失336百万円（同11.0%減）の主な内訳は、証券取引責任準備金繰入305百万円（同18.1%減）でありました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は12,620百万円（同22.8%減）、当期純利益は7,206百万円（同24.4%減）となりました。

### （2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は478百万円となっております。

### （3）資金調達の状況

当連結会計年度末において信用取引に伴う資金の一部は、証券金融会社から信用取引借入金として857百万円調達しております。その他、主に信用取引の自己融資資金として、社債の発行により13,000百万円、銀行借入等により63,600百万円を調達しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、株式委託手数料以外の収益の割合を高め、国内の株式市場に左右されにくい安定した経営基盤を構築する必要があります。具体的には、外国為替保証金取引や投資信託、債券など株式以外のビジネスを強化し、事業ポートフォリオの分散を図るとともに、日本以外の成長国においても事業展開することで収益機会の拡大を図ることが重要であると考えております。加えて、コスト管理を徹底し、低コスト経営を将来にわたり堅持することも課題であると認識しております。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (平成16年4月1日 ～平成17年3月31日)	第 2 期 (平成17年4月1日 ～平成18年3月31日)	第 3 期 (平成18年4月1日 ～平成19年3月31日)	第 4 期 (平成19年4月1日 ～平成20年3月31日)
営 業 収 益	21,716百万円	39,223百万円	33,244百万円	30,497百万円
純 営 業 収 益	20,690百万円	37,811百万円	31,099百万円	26,988百万円
経 常 利 益	9,180百万円	24,938百万円	16,688百万円	12,811百万円
当 期 純 利 益	7,079百万円	13,617百万円	9,534百万円	7,206百万円
1株当たり当期純利益	3,001円49銭	5,677円31銭	4,066円46銭	3,080円54銭
総 資 産	232,091百万円	430,299百万円	379,988百万円	335,016百万円
純 資 産	29,811百万円	41,588百万円	47,562百万円	45,554百万円

(注) 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
マネックス証券株式会社	7,425百万円	100.0%	金融商品取引業
マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社	95百万円	55.0%	投資事業会社の株式保有、投資助言・代理業、投資運用業
株式会社マネックス・ユニバーシティ	40百万円	70.0%	投資教育業務、書籍・印刷物の企画制作および出版ならびに販売
マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社	350百万円	100.0%	有価証券等の投資事業
WRハンブレクトジャパン株式会社	63百万円	56.9%	M&Aアドバイザーサービス、Open IPO <sup>®</sup> 調査研究
MBH America, Inc.	400千米ドル	100.0%	海外金融動向の調査等

(注) 平成20年4月1日付で、トウキョウフォレックス株式会社（資本金1,800百万円（平成20年4月30日現在）、当社の出資比率90.0%、主要な事業内容 金融商品取引業）を子会社としております。

### ③ その他

シティグループ・インク、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社および株式会社日興コーディアルグループは、当社を関連会社としております。

なお、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは、平成20年5月1日付で合併し、日興シティホールディングス株式会社となっております。

## (7) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループにおいて、オンライン証券であるマネックス証券株式会社が、主としてインターネット取引を行う国内のお客様からの株式注文を受付けるとともに、それらのお客様に対して金融の総合サービスを提供しております。

(8) 主要な営業所（平成20年3月31日現在）

会社名	事業所名	所在地
当 社	本 社	東京都千代田区
マネックス証券株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
	日本橋営業所	東京都中央区
	銀座営業所	東京都中央区
マネックス・オルタナティブ・ インベストメンツ株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
株式会社マネックス・ユニバーシティ (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
マネックス・ビジネス・ インキュベーション株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
WRハンブレクトジャパン株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
M B H A m e r i c a , I n c . (子 会 社)	本 社	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市

(9) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
163名	18名増加

- (注) 1. 上記のほか派遣社員101名が勤務しております。  
2. 従業員数は就業人員数により記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
シンジケートローン	26,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,500
株式会社りそな銀行	6,700
中央三井信託銀行株式会社	6,700
株式会社みずほコーポレート銀行	3,500
株式会社静岡銀行	2,000
住友信託銀行株式会社	1,700
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,700
株式会社八十二銀行	1,700

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行2,700百万円他、計35社による協調融資となっております。
2. 信用取引借入金としての証券金融会社からの借入は、合計で857百万円となっております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,344,687.46株  
 (3) 株 主 数 46,713名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
株式会社日興コーディアルグループ	616	26.6
松 本 大	260	11.2
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイビービー セグリゲイテッドクライアントアカウント	204	8.8
ソ ニ ー 株 式 会 社	117	5.0
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	71	3.0
D B J 事 業 価 値 創 造 投 資 事 業 組 合	68	2.9
株 式 会 社 リ ク ル ー ト	57	2.4
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	52	2.2
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	37	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	34	1.5

- (注) 1. 持株数、出資比率は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資比率は、自己株式（35,002.81株）を控除して計算しております。  
 3. 株式会社日興コーディアルグループは、平成20年5月1日付でシティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と合併し、日興シティホールディングス株式会社となっております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松 本 大	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー マネックス証券株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	工 藤 恭 子	チーフ・フィナンシャル・オフィサー マネックス証券株式会社 取締役
代表取締役常務	中 村 友 茂	マネックス証券株式会社 取締役 株式会社マネックス・ユニバーシティ 代表取締役会長
取 締 役	中 島 努	
取 締 役	田 名 綱 尚	マネックス証券株式会社 取締役
取 締 役	佐々木 雅 一	佐々木公認会計士事務所 公認会計士
取 締 役	川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
取 締 役	槇 原 純	株式会社ネオテニー 取締役会長
取 締 役	谷 家 衛	あすかアセットマネジメントリミテッド チーフ・エグゼクティブ・オフィサー エーシーパートナーズ株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	河 相 董	
監 査 役	森 山 武 彦	マネックス証券株式会社 常勤監査役
監 査 役	小 澤 徹 夫	東京富士法律事務所パートナー 弁護士
監 査 役	玉 木 武 至	

- (注) 1. 取締役の川本裕子、槇原 純、谷家 衛の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の小澤徹夫、玉木武至の2氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の森山武彦氏は、海運会社および証券会社において20年以上にわたり一貫して経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役の就任は次のとおりです。
- 平成19年6月23日付 取締役 田名網 尚  
 取締役 佐々木 雅一  
 取締役 谷 家 衛
5. 当事業年度中の取締役の退任は次のとおりです。
- 平成19年6月23日付 取締役 河 相 董  
 取締役 橋 谷 義典
6. 当事業年度中の監査役の就任は次のとおりです。
- 平成19年6月23日付 常勤監査役 河 相 董  
 監 査 役 玉 木 武 至
7. 当事業年度中の監査役の退任は次のとおりです。
- 平成19年6月23日付 常勤監査役 田名網 尚  
 監 査 役 佐々木 雅一

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	計		う ち 社 外	
	支給人員	報酬等の額	支給人員	報酬等の額
取 締 役	10名	317百万円	3名	33百万円
監 査 役	5名	37百万円	3名	16百万円
計		355百万円		49百万円

- (注) 1. 平成18年6月24日定時株主総会決議による報酬限度額  
 取締役 年額300百万円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結当期純利益の3.0%以内と定めた変動枠の合計額  
 監査役 年額96百万円以内
2. 取締役の報酬等の額には、変動枠部分128百万円が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役 川本裕子

- (i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
該当事項はありません。
- (ii) 他の会社の社外役員の兼任状況  
株式会社大阪証券取引所 社外取締役  
株式会社りそなホールディングス 社外取締役  
株式会社ミレアホールディングス 社外監査役
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、主に経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。
- (iv) 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

#### ② 取締役 榎原 純

- (i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
株式会社ネオテニー 取締役会長  
(株式会社ネオテニーと当社間に特段の関係はありません。)
- (ii) 他の会社の社外役員の兼任状況  
株式会社グローバルダイニング 社外取締役  
RHJ International 社外取締役
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、主に金融に関する高度の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。
- (iv) 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結して

おり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 取締役 谷家 衛

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

あすかアセットマネジメントリミテッド チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

エーシーパートナーズ株式会社 代表取締役

(あすかアセットマネジメントリミテッドは、当社と共同出資でマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社を設立する等の関係があります。エーシーパートナーズ株式会社と当社との間に特段の関係はありません。)

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

重要な社外役員の兼任はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、主に資産運用業務・投資銀行業務における豊富な経験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

④ 監査役 小澤徹夫

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社ローソン 社外監査役

マネックス証券株式会社 社外監査役

セメダイン株式会社 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会15回のすべて、監査役会21回のうち19回に出席し、主に弁護士の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

⑤ 監査役 玉木武至

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

マネックス証券株式会社 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当社監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会12回および監査役会16回のすべてに出席し、主に長年にわたり金融機関の経営に携わってきた経験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	14百万円
合計	38百万円
当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「アドバイザー業務」を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務を遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、当社取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める各項目に該当した場合には、解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、監査役全員の同意により解任します。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (i) 取締役会によるチェック体制

- ・取締役会が内部統制システムの構築に関する基本方針を決定・改廃する。
- ・業務執行取締役は取締役会が決定した基本方針に従い、内部統制システムを構築し、運用の実効性を追求する。
- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について取締役会に報告する。

##### (ii) 監査役によるチェック体制

- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について監査役に報告する。
- ・監査役は、必要に応じ、内部統制システムの構築と運用の状況について自ら監査する。

##### (iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めている。

##### (iv) 内部監査部門の設置

- ・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

##### (v) 内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある取締役の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
情報の保存・管理
- ・取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各種リスクの管理
- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定めている。
  - ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
組織関連規程の整備
- ・社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めている。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備
- ・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めている。
- (ii) 内部監査部門の設置
- ・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。
- (iii) 内部通報制度の整備
- ・法令遵守上疑義のある社員の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社・関連会社の管理体制の整備
    - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っている。
  - (ii) 子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保
    - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程において、子会社・関連会社の業務に対する検査権、監査役の監査権が定められている。
  - (iii) 共通の各種基本方針の策定
    - ・各子会社においても、当社と同様の各種基本方針を策定するように指導している。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- (i) 監査補助者の選任
    - ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合、監査役は監査補助者の選任を業務執行取締役等に要請できる。当該要請があった場合、取締役会が予め候補者として認定した社員のうちからCEOが監査補助者となるべきものを選任する。監査補助者に選任された当該社員は、監査補助者として監査役の職務を補助する。
  - (ii) 監査役への報告
    - ・監査補助者は、監査補助者の選任を要請した監査役に対して監査補助業務にかかる報告を行う。

- ⑧ 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査補助者の人事上の独立性
    - ・ 監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼすまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役会の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。
  - (ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性
    - ・ 監査補助者は、監査役の指示に基づく監査補助業務の遂行にあたっては、取締役または取締役会に対する報告義務を負わず、当該指示をなした監査役に対する報告を行う。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役会および監査役への報告義務
- ・ 役員は、監査役会または監査役に対し、以下の各事項について報告を行う。
    - (i) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事実
    - (ii) 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合、当該事実
    - (iii) その他監査役会または監査役が報告を求めた事項
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役による監査の実効性を確保するための規程の整備
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役および監査役会に対する役員らの報告義務その他協力義務を、内部統制にかかる規程において定めている。

- ⑪ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- (i) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
    - ・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。
  - (ii) 取締役会の任務および責任
    - ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。
  - (iii) 体制整備・運用の状況の評価
    - ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを確保する。
  - (iv) 子会社に対する指導
    - ・子会社においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行う。
- ⑫ 反社会的勢力との関係遮断
- (i) 反社会的勢力との関係遮断
    - ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては毅然と対応する。
  - (ii) 子会社に対する指導
    - ・子会社においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行う。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 配当の計算基準

当社は配当について、当該事業年度の当社の連結純利益を基準といたします。

### ② 配当性向

当該事業年度の連結純利益の50%程度を目標といたします。

### ③ 中間配当

当該事業年度の中間連結純利益を基準として計算し、その50%を目途に中間配当を実施いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>320,493</b>	<b>流動負債</b>	<b>284,761</b>
現金及び預金	47,156	トレーディング商品	3,193
預託金	74,353	商品有価証券等	121
金銭の信託	35,402	デリバティブ取引	3,072
トレーディング商品	10,341	約定見返勘定	191
商品有価証券等	1,197	信用取引負債	28,931
デリバティブ取引	9,143	信用取引借入金	857
有価証券	2,189	信用取引貸証券受入金	28,074
営業投資有価証券	1,162	有価証券担保借入金	54,888
信用取引資産	100,166	有価証券貸取引受入金	54,888
信用取引貸付金	91,018	預り金	42,079
信用取引借証券担保金	9,148	受入保証金	75,152
有価証券担保貸付金	6,111	短期借入金	21,100
借入有価証券担保金	6,111	一年以内返済予定の長期借入金	42,000
募集等払込金	490	社債	13,000
短期差入保証金	3,269	未払法人税等	2,425
未収収益	2,422	未払消費税等	35
短期貸付金	35,025	繰延税金負債	401
繰延税金資産	27	賞与引当金	70
その他の他金	2,431	役員賞与引当金	151
貸倒引当金	△ 58	ポイントサービス引当金	220
<b>固定資産</b>	<b>14,523</b>	その他の他	917
<b>有形固定資産</b>	<b>316</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,203</b>
建物	224	長期借入金	500
器具備品	91	長期預り金	1,283
無形固定資産	872	繰延税金負債	420
営業権	20	特別法上の準備金	2,497
電話加入権	9	証券取引責任準備金	2,487
ソフトウェア	798	商品取引責任準備金	10
ソフトウェア仮勘定	43	<b>負債合計</b>	<b>289,462</b>
その他	0	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,334</b>	<b>株主資本</b>	<b>43,712</b>
投資有価証券	12,622	資本金	8,800
長期差入保証金	697	資本剰余金	15,154
繰延税金資産	6	利益剰余金	21,766
その他の他金	64	自己株式	△ 2,009
貸倒引当金	△ 56	評価・換算差額等	1,706
<b>資産合計</b>	<b>335,016</b>	その他有価証券評価差額金	1,711
		為替換算調整勘定	△ 4
		少数株主持分	135
		<b>純資産合計</b>	<b>45,554</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>335,016</b>

## 連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		30,497
受 入 手 数 料	21,544	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	143	
営 業 投 資 有 価 証 券 関 連 損 益	△ 38	
金 融 収 益	8,576	
そ の 他 の 営 業 収 益	270	
金 融 費 用		3,509
純 営 業 収 益		26,988
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,971
営 業 利 益		13,016
営 業 外 収 益		112
営 業 外 費 用		318
経 常 利 益		12,811
特 別 利 益		58
商 品 責 任 準 備 金 戻 入	17	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	41	
特 別 損 失		336
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	305	
投 資 有 価 証 券 評 価 減	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23	
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		12,533
匿 名 組 合 損 益 分 配 額		87
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,127	
法 人 税 等 調 整 額	274	5,401
少 数 株 主 利 益		12
当 期 純 利 益		7,206

## 連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等					少数株主分	純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日高	8,800	15,154	23,310	△ 0	47,264	223	△	0	—	222	74	47,562
連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当	—	—	△8,909	—	△8,909	—	—	—	—	—	—	△8,909
当期純利益	—	—	7,206	—	7,206	—	—	—	—	—	—	7,206
自己株式の取得	—	—	—	△2,009	△2,009	—	—	—	—	—	—	△2,009
連結範囲の変動	—	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	5
持分法適用範囲の変動	—	—	154	—	154	—	—	—	—	—	—	154
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	1,488	0	△	4	1,483	61	1,544
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,543	△2,009	△3,552	1,488	0	△	4	1,483	61	△2,007
平成20年3月31日高	8,800	15,154	21,766	△2,009	43,712	1,711	—	△	4	1,706	135	45,554

## 連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規制」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

### 〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

7社

マネックス証券株式会社

マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社

マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社

株式会社マネックス・ユニバーシティ

マネックス・キャピタル・パートナーズ I 株式会社

MBH America, Inc.

WR ハンプレクトジャパン株式会社

（平成19年11月22日、WR Hambrecht & Co Japan株式会社より商号変更）

マネックス・キャピタル・パートナーズ I 株式会社は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

MBH America, Inc. は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

WR ハンプレクトジャパン株式会社は、平成19年10月の株式追加取得に伴い、当下期より連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数
- ・持分法適用の関連会社の名称

2社

トレード・サイエンス株式会社

有限会社トライアングルパートナーズ

（匿名組合トライアングルパートナーズ）

WR ハンプレクトジャパン株式会社は当社が同社株式を追加取得し連結子会

社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。  
ライフネット生命保険株式会社（平成20年3月24日、ネットライフ企画株式会社より商号変更）は第三者割当増資に伴い持分比率が減少したため、当連結会計年度末において持分法の適用範囲から除外しております。

ただし、2社ともに持分法適用除外までの損益は、持分法投資損益として取り込んでおります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① トレーディングに属する有価証券等の評価基準および評価方法  
時価法によっております。

② トレーディングに属さない有価証券の評価基準および評価方法

(i) 満期保有目的債券

償却原価法（利息法）によっております。

(ii) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、特定金外信託に含まれる有価証券も同一の評価基準および評価方法によっております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 4年～6年

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に变

更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

営業権については、5年間にわたり均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 投資その他の資産

長期前払費用については均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ ポイントサービス引当金

将来の「ポイントサービス」の利用による支出に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

⑤ 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第40条に従い、旧証券取引法第51条の規定に基づき旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

⑥ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同施行規則に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

時価ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップ取引について、特例処

理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券、社債

③ ヘッジ方針

外貨建その他有価証券に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、社債発行に伴う金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

主として消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	104百万円
2. 担保に供している資産	
外国為替取引の担保として差し入れた預金	50百万円
証券金融会社との貸借取引の担保として差し入れた有価証券	199百万円
金融商品取引清算機関との清算取引の担保として差し入れた有価証券	1,990百万円
顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券のうち証券金融会社との貸借取引の担保に供しているもの	15,493百万円
3. 差し入れた有価証券（2. に属するものを除く）の時価額は次のとおりであります。	
信用取引貸証券	27,395百万円
信用取引借入金の本担保証券	841百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	52,059百万円
その他担保等として差し入れた有価証券	1,753百万円

4. 差し入れを受けた有価証券の時価額は次のとおりであります。

信用取引貸付金の本担保証券	70,663百万円
信用取引借証券	8,919百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	98,142百万円
受入保証金代用有価証券	113,239百万円

5. 特別法上の準備金

(1) 証券取引責任準備金は金融商品取引法附則第40条に従い、旧証券取引法第51条に基づき計上しております。

(2) 商品取引責任準備金は商品取引所法第221条に基づき計上しております。

6. 貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	2,500百万円
貸出実行残高	—百万円
差引額	2,500百万円

7. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約および貸出コミットメント契約等を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越契約および貸出コミットメント契約等の総額	113,500百万円
借入実行残高	21,100百万円
差引額	92,400百万円

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,344,687	—	—	2,344,687
合計	2,344,687	—	—	2,344,687
自己株式				
普通株式	1	35,001	—	35,002
合計	1	35,001	—	35,002

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35,001株は、自己株式の市場買付による増加35,000株および端株の買取による増加1株であります。

### 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末	
(連結子会社) WRハンプレクト ジャパン株式会社	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月23日 定時株主総会	普通株式	6,799	2,900	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年10月24日 取締役会	普通株式	2,110	900	平成19年9月30日	平成19年12月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,501	利益剰余金	650	平成20年3月31日	平成20年6月23日

### 〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	211
ポイントサービス引当金	89
賞与引当金	28
その他	71
小計	401
評価性引当額	△ 43
計	358
繰延税金負債（流動）	
その他有価証券評価差額金	△ 708
留保利益に係る一時差異	△ 24
計	△ 732
繰延税金負債（流動）の純額	△ 374
繰延税金資産（固定）	
証券取引責任準備金	1,012
商品取引責任準備金	4
貸倒引当金	23
その他	24
小計	1,064
評価性引当額	△1,012
計	51
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△ 465
計	△ 465
繰延税金負債（固定）の純額	△ 413

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
永久差異の影響等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6
評価性引当額	0.6
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.8

**〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕**

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器 具 備 品	633	247	386
ソ フ ト ウ ェ ア	324	120	203
合 計	957	367	589

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	179百万円
1 年 超	421百万円
合計	601百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	204百万円
減価償却費相当額	189百万円
支払利息相当額	11百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

**〔1株当たり情報に関する注記〕**

1. 1株当たり純資産額	19,664円53銭
2. 1株当たり当期純利益金額	3,080円54銭

**〔重要な後発事象に関する注記〕**

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,929	流動負債	13,947
現金及び預金	2,722	未払法人税等	86
未収収益	143	未払消費税等	32
未収入金	1,876	預り金	13
関係会社短期貸付金	9,000	前受収益	28
繰延税金資産	27	社債	13,000
その他	160	関係会社短期借入金	500
固定資産	38,574	賞与引当金	12
有形固定資産	11	役員賞与引当金	128
器具備品	11	その他	146
無形固定資産	91	固定負債	499
ソフトウェア	89	長期預り保証金	79
ソフトウェア仮勘定	2	繰延税金負債	420
投資その他の資産	38,470	負債合計	14,446
投資有価証券	9,393	(純資産の部)	
関係会社株式	27,491	株主資本	37,440
その他の関係会社有価証券	1,301	資本金	8,800
その他	283	資本剰余金	17,828
資産合計	52,504	資本準備金	17,828
		利益剰余金	12,821
		その他利益剰余金	12,821
		繰越利益剰余金	12,821
		自己株式	△ 2,009
		評価・換算差額等	616
		その他有価証券評価差額金	616
		純資産合計	38,057
		負債純資産合計	52,504

# 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		12,173
業 務 受 託 収 入	1,637	
不 動 産 賃 貸 料 収 入	251	
関 係 会 社 配 当 金	10,188	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	84	
そ の 他 の 営 業 収 益	12	
営 業 費 用		1,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,354	
金 融 費 用	96	
営 業 利 益		10,722
営 業 外 収 益		33
営 業 外 費 用		147
経 常 利 益		10,608
特 別 損 失		23
投 資 有 価 証 券 売 却 損	23	
税 引 前 当 期 純 利 益		10,585
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	239	
法 人 税 等 調 整 額	0	239
当 期 純 利 益		10,345

## 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等				純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	繰越利益 剰 余 金							
平成19年3月31日 残 高	8,800	17,828	11,386	△ 0	38,014	164	△ 0	164	38,178	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	△ 8,909	—	△ 8,909	—	—	—	△ 8,909	
当 期 純 利 益	—	—	10,345	—	10,345	—	—	—	10,345	
自己株式の取得	—	—	—	△ 2,009	△ 2,009	—	—	—	△ 2,009	
株主資本以外の 項目の事業 年度中の変動 額（純額）	—	—	—	—	—	452	0	452	452	
事業年度中の 変動額合計	—	—	1,435	△ 2,009	△ 573	452	0	452	△ 120	
平成20年3月31日 残 高	8,800	17,828	12,821	△ 2,009	37,440	616	—	616	38,057	

## 個 別 注 記 表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

###### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ② その他有価証券

###### (i) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

###### (ii) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

器具備品            4年～5年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップ取引について、特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券、社債

##### (3) ヘッジ方針

外貨建その他有価証券に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、社債発行に伴う金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 〔貸借対照表に関する注記〕

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 2百万円      |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。                                      |           |
| 短期金銭債権  | 9,142百万円  |
| 短期金銭債務  | 553百万円    |
| 長期金銭債務  | 79百万円     |
| 3. 貸出コミットメント契約等を締結しております。これらの契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。              |           |
| 貸出コミットメント契約等の総額   | 52,500百万円 |
| 貸出実行残高  | 9,000百万円  |
| 差引額   | 43,500百万円 |
| 4. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。 |           |
| 当座貸越契約等の総額  | 11,000百万円 |
| 借入実行残高  | 500百万円    |
| 差引額   | 10,500百万円 |

## 〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引による取引高	
営業収益	12,161百万円
営業費用	30百万円

## 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1	35,001	—	35,002
合計	1	35,001	—	35,002

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加35,001株は、自己株式の市場買付による増加35,000株および端株の買取による増加1株であります。

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産 (流動)	
未払事業税	20
賞与引当金	5
その他	1
計	27
繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	2
その他	0
計	2
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	△ 423
計	△ 423
繰延税金負債 (固定) の純額	△ 420

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
永久差異の影響等	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 38.9
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.3

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社等

（単位：百万円）

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	マネックス 証券株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役務の提供 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	9,000	関係会社 短期貸付金 未収収益	9,000
				役務の提供 (注2)	1,611		140

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注2）取引金額には消費税等は含まれておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 16,477円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 4,422円53銭  |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

（注）本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5月 8日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

あずさ 監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 裕 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 貞 廣 篤 典 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5月 8日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

あずさ 監査法人

指定社員 公認会計士 宮 裕 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制制度の構築・運用状況を重点監査項目として定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 河 相 董 ①

監査役 森 山 武 彦 ①

社外監査役 小 澤 徹 夫 ①

社外監査役 玉 木 武 至 ①

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制制度の構築・運用状況を重点監査項目として定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 河 相 董 ⑩

監 査 役 森 山 武 彦 ⑩

社外監査役 小 澤 徹 夫 ⑩

社外監査役 玉 木 武 至 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、配当性向を当期の連結純利益の50%程度とする方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 650円

配当総額 1,501,295,022円

なお、これにより当期の1株当たり年間配当額は、中間配当900円と合わせて1,550円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法」（昭和23年法律第25号）が平成19年9月30日をもって「金融商品取引法」に改正されたことに伴い、当社現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の商号を「マネックスグループ株式会社」に変更するため、当社現行定款第1条（商号）について所要の変更を行うものであります。なお、本件の定款第1条の変更につきましては、平成20年7月1日付で変更の効力が生ずるものといたします。
- (3) 平成18年5月1日の「会社法」（平成17年法律第86号）の施行により端株制度は廃止されましたが、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の定めにより経過措置として残存しております。

平成21年1月の実施を目標として準備が進められているいわゆる株券電子化に対応する新しい株式等の振替制度において、端株は対象とならないこととなりましたので、当社においても端株制度を廃止することとし、当社現行定款第8条（株主名簿管理人）、第9条（株式取扱規則）および第47条（期末配当及び中間配当）について所要の変更を行うものであります。なお、本件の定款第8条、第9条および第47条の変更につきましては、平成20年10月1日付で変更の効力が生ずるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Monex Beans Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>マネックスグループ株式会社</u>と称し、英文では、<u>Monex Group, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配・管理。</p> <p>1 <u>証券取引法</u>に規定する<u>証券業</u></p> <p>2 <u>証券取引法</u>に規定する<u>証券業</u>に付随する業務</p> <p>3 <u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>に規定する<u>投資信託委託業、投資法人資産運用業又は資産保管会社の業務</u></p> <p>4 <u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>に規定する<u>投資顧問業</u></p> <p>5 <u>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</u>に規定する<u>投資一任契約に係る業務</u></p> <p>6 <u>金融先物取引業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配・管理。</p> <p>1 <u>金融商品取引法</u>に規定する<u>金融商品取引業</u></p> <p>2 <u>金融商品取引法</u>に規定する<u>金融商品取引業</u>に付随する業務 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>7 商品取引所法に規定する商品市場における取引の委託を受ける業務及び取引の委託の取次ぎを引受ける業務</u>	(削 除)
<u>8 金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、スワップ取引及びオプション取引業務</u>	(削 除)
<u>9 通貨の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>10 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業</u>	(削 除)
<u>11 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業務</u>	(削 除)
<u>12 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に規定する小口債権販売業務</u>	(削 除)
<u>13 金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>14 譲渡性預金の預金証書及び円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>15 抵当証券の販売及び保管業務</u>	(削 除)
<u>16 組合契約及び匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>17 金銭債権の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>18 貸出参加契約の締結、締結の媒介、取次ぎ及び代理業務</u>	(削 除)
<u>19 保険募集業務及び損害保険代理業務</u>	(削 除)
<u>20 自己所有不動産の賃貸業務</u>	(削 除)
<u>21 物品賃貸業務</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>22 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>23 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成及び販売を行う業務並びに計算受託業務</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>24 広告取扱業務</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>25 コンピュータ及びその周辺機器、コンピュータソフトウェア、書籍、日用品雑貨の販売</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>26 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>27 その他証券取引法の規定により証券会社が営むことのできる業務</u></p>	<p><u>3</u> その他金融商品取引法の規定により金融商品取引業者が営むことのできる業務</p>
<p><u>28 投資に関するセミナー及びインターネット等による通信講座の主催並びに専門書及び印刷物の編集、販売、インターネットによる投資に関する情報提供等の投資教育業務</u></p>	<p><u>4</u> 投資に関するセミナー及びインターネット等による通信講座の主催並びに専門書及び印刷物の編集、販売、インターネットによる投資に関する情報提供等の投資教育業務</p>
<p><u>29 生命保険業</u></p>	<p><u>5</u> 生命保険業</p>
<p><u>30 国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>31 海上、火災、運送、自動車、自動車損害賠償責任、傷害、盗難、硝子、航空、風水害、動物、信用、労働者災害補償責任、補償、賠償責任、機械、建設工事、船客傷害賠償責任、原子力、動産総合及び費用・利益の各保険事業並びに以上各種保険の再保険事業</u></p>	<p><u>6</u> 海上、火災、運送、自動車、自動車損害賠償責任、傷害、盗難、硝子、航空、風水害、動物、信用、労働者災害補償責任、補償、賠償責任、機械、建設工事、船客傷害賠償責任、原子力、動産総合及び費用・利益の各保険事業並びに以上各種保険の再保険事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>32 預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引</u></p> <p><u>33 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</u></p> <p><u>34 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務</u></p> <p><u>35 信託業務</u></p> <p><u>36 銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</u> (新 設)</p> <p><u>37 前各号に掲げる業務に附帯する業務</u> (2) 組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資</p> <p>2 当社は、前項に定める業務に附帯する業務を営むことができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>7 信託業務</u></p> <p><u>8 銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</u></p> <p><u>9 その他の金融サービス及びそれに附帯又は関連する業務</u></p> <p><u>10 前各号に掲げる業務に附帯する業務</u> (2) 組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資</p> <p>2 当社は、前項に定める業務に附帯又は関連する業務を営むことができる。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、<u>端株</u>及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>（株式取扱規則） 第9条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、<u>端株</u>又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>（株式取扱規則） 第9条 当会社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>（期末配当及び中間配当） 第47条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び毎年3月31日の最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して、金銭による剰余金の配当をする。 2 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び毎年9月30日の最終の<u>端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</p>	<p>（期末配当及び中間配当） 第47条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をする。 2 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</p>

### 第3号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役中島 努、川本裕子および横原純の3氏は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	なか じま つとむ 中島 努 (昭和30年10月12日生)	昭和55年3月 東京大学経済学部卒業 昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成10年8月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成16年4月 マネックス証券株式会社入社 戦略事業部部长 平成16年8月 当社CEO室長 平成16年10月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 トレード・サイエンス株式会社取締役(現任)	80株
2	かわ もと ゆう こ 川本裕子 (昭和33年5月31日生)	昭和57年3月 東京大学文学部卒業 昭和57年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任) 平成16年6月 株式会社大阪証券取引所取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成18年6月 株式会社りそなホールディングス取締役(現任) 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス監査役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
3	まきはら じゆん 榎原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年6月 ハーバードビジネススクール卒業 昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年12月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー ゼネラルパートナー 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長(現任) 平成14年3月 株式会社グローバルダイニング取締役(現任) 平成17年3月 RHJ International取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	200株

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者川本裕子氏および榎原 純氏は、社外取締役候補者であります。川本裕子氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験を有しており、その高い知見を引続き当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

榎原 純氏は、金融に関する高度の専門性、および経営者としての実績を有しており、その高い知見を引続き当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

なお、川本裕子氏および榎原 純氏は、ともに平成18年6月24日に当社社外取締役に就任し、在任期間は約2年となります。

また、当社は川本裕子氏および榎原 純氏との間で、事業報告に記載のとおり会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合においては、再任後の行為についてもその効力を有する契約としております。

#### 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法定の員数を欠くこととなった場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式の数
いとうけんじ 伊東健治 (昭和16年10月16日生)	昭和39年3月 東京大学法学部卒業 昭和39年4月 昭和電工株式会社入社 昭和49年1月 アーサーヤング会計事務所(東京事務所)入所 昭和57年10月 同 パートナー 昭和60年8月 監査法人朝日新和会社(現あずさ監査法人)入所 平成元年7月 同 代表社員 平成18年3月 あずさ監査法人退任 平成18年6月 J S R株式会社監査役(現任)	0株

(注) 1. 補欠の監査役候補者伊東健治氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠の監査役候補者伊東健治氏は、社外監査役の要件を満たしております。

同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

また、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、コーポレートガバナンスに関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成20年6月20日（金）の17時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎ 0 3 ( 3 4 7 5 ) 2 4 5 5



- 交通 東京メトロ銀座線「外苑前駅」 下車  
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車  
国立競技場方面 A2出口より徒歩約8分
- JR中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い>お車でのご来場はご遠慮ください